2017
01
January

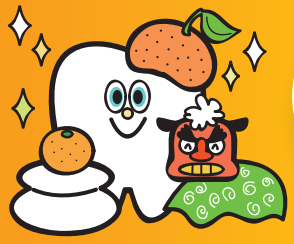

CLIENT

H29.01.05 No.304

年頭のご挨拶

弊法人からのご連絡事項

・会計ソフトの年度更新について
・平成 29 年　扶養控除等申告書（〇扶）の
　変更点について

P1･2

弊法人からのご連絡事項

・2017 年度版「給与くん」のインストール

P3･4

弊法人からのご連絡事項

・確定申告に必要な資料について

P5･6

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

・ものづくり補助金の活用について

P7

謹賀新年

CREAS
CORPORATE ADVISERS

年頭のご挨拶

皆さん、あけましておめでとうございます。
本年もよろしくお願いします。

現在、歯科医院を取り巻く環境はかつてないほどのスピードで変化しております。コンビニエンスストアよりも歯科医院数が多いなかで、信頼される歯科医院として経営していくことは容易ではありません。

今後は、長期的に歯を守る予防歯科や自費診療への転換が求められています。成人の９割以上が何らかの口腔疾患をもっているといわれる今日、医療はキュア（治療）からケア（援助）へとシフトしています。さらに、口腔内の健康が全身の健康づくりを行う上でも大変重要なことから「認知症」「医療介護」などの分野とこれまで以上に連携が求められると思われます。

国外に目を向ければ、英国の EU 離脱、米国大統領選など、事前の予測と異なる結果が続いています。グローバル化や格差の拡大を背景に、世界経済・政治の見通しは不透明です。一方、国内においても、税制改正、消費増税の先送り等、環境はめまぐるしく変化しています。

そのような中にあり、医療を支える皆様の活動は生活に欠かすことのできないものです。
弊法人のクライアントの皆様におかれましても実りある一年になることをお祈りいたします。
本年も社員一同さらなる努力をもって、皆様のお役に立てるよう頑張る所存です。

グループ代表 中村 亨

会計ソフトの年度更新について

弊法人からのご連絡事項

新しい年が始まりましたので、会計ソフトを年度更新していただく必要があります。
「JDL IBEX出納帳」は、12月までの入力が終わりましたら次期繰越を行ってください。

JDL IBEX出納帳

JDL IBEX出納帳は、メニュー画面[データ管理・選択]→[次期繰越]をクリックします。
次期繰越後、平成29年のデータになっていることを確認してください。

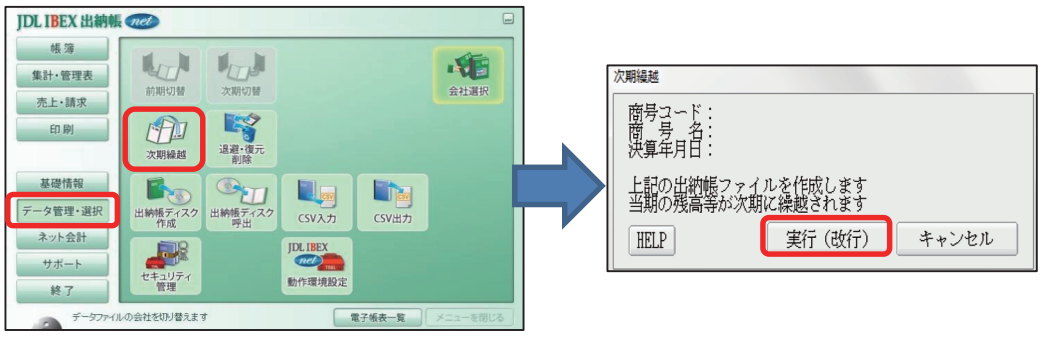

平成28年12月末の残高が、平成29年1月の期首残高として、自動で繰越されます。
そのまま、1月分の入力を開始してください。

平成29年　扶養控除等申告書（〇扶）の変更点について

既存のスタッフ

今回より、既に住所・氏名等が印刷された扶養控除等申告書をお送りしております。

① 内容をご確認いただきまして、間違いなければ捺印をお願いいたします。
　修正があれば、二重線を引いて正しい内容を記入してください。

② マイナンバーを既に提出している人で、個人番号に変更がない場合は
　『□　給与支払者に提出済みの個人番号と相違ない』にチェックを入れてください。
　※マイナンバーの提出がまだの人、番号を変更した人は、個人番号の提供書を別途お渡ししますので、
　　担当者までお問い合わせください。

⇒ 1月最初の給与支払日までに、弊法人へお送りください。

新しくスタッフが入社した場合

新しいスタッフが入社したら、平成29年からは、マイナンバー（個人番号）は扶養控除等申告書ではなく、専用の『個人番号の提供書』2枚へ記入してもらってください。

そして、A 扶養控除等申告書とB 個人番号の提供書（会計事務所提出用）を弊法人へお送りください。

新入社員

A 平成29年分　給与所得者の扶養控除等申告書

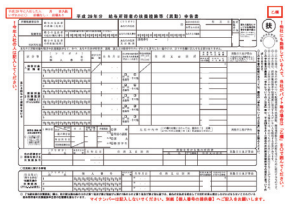

B 個人番号の提供書（会計事務所提出用）
C 個人番号の提供書（医院保管用）

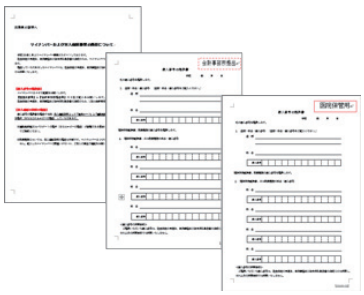

→ A 平成29年分　給与所得者の扶養控除等申告書
→ B 個人番号の提供書（会計事務所提出用）
→ C 個人番号の提供書（医院保管用）

AとBを弊法人へ郵送してください

Cは医院で保管してください

詳細は同封しております【スタッフが入社した時】（ピンク用紙）でご確認ください。

ご不明点は、担当までお気軽にお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人
お問い合わせ先は　☎03-3224-2873　医療事業部

2017年度版「給与くん」のインストール

給与計算ソフトも更新していただく必要がございます。
下記手順で「給与くんSimple2017」のダウンロード及びインストールを行ってください。
給与計算の画面、各種設定、各種印刷等、利用方法は昨年までの「給与くんSimple2016」と変更ありません。

給与くんSimple2017

1. ダウンロード

①医療事業部ホームページのトップ画面、一番下から 給与くん をクリックし、給与くんホームページから【ダウンロード】のボタンをクリックします。

②ダウンロードページの ▶給与くん2017 ダウンロード をクリックします。

日本クレアス税理士法人
医療事業部ホームページ
http://www.ca-medical.jp

※ 保存 をクリックして、デスクトップなどにダウンロードしてください。

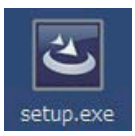

ダウンロードされたセットアップファイルをダブルクリックします。

2. インストール

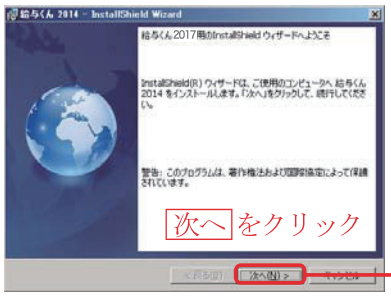

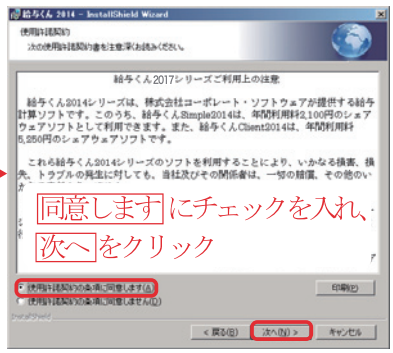

画面の指示に従ってインストールしてください。インストールが完了すると、デスクトップに右の給与くんのショートカットアイコンが作成されます。

※ホームページ、ショートカットアイコンのデザインは変更になる場合があります。

3. 認証登録

「給与くんSimple2017」を起動し、認証登録 ボタンをクリックします。
弊法人からお送りした「認証ファイル」を選択し、開く をクリックして、認証登録します。

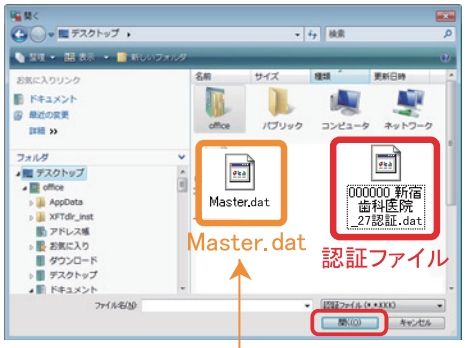

4. 税理士ID変更

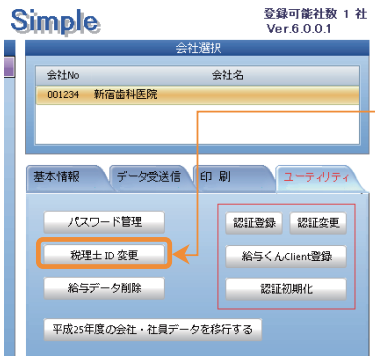

税理士ID変更 をクリックします。

お送りした「Master.dat」を選択し、開く をクリックします。

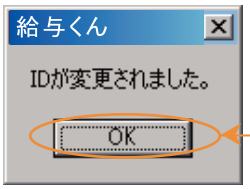

ＩＤが変更されましたとメッセージがでますので、ＯＫ ボタンを押してください。

5. データ移行

昨年度からの会社データ、（社員データ）を複写します。

平成28年度の会社・社員データを移行する をクリックします。

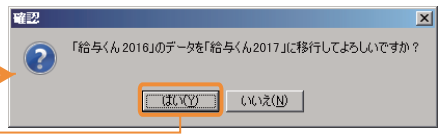

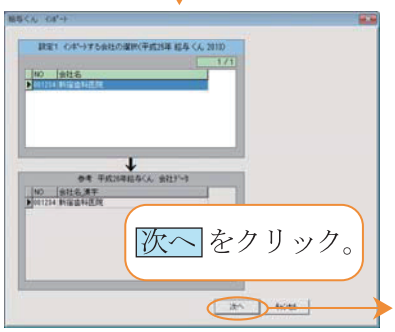

次へ をクリック。

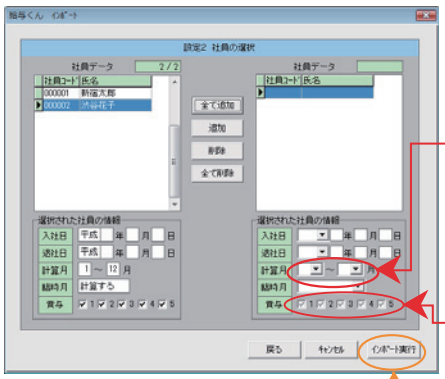

平成28年に退職者がいない場合は、全て追加 をクリックします。退職者がいる場合は、在職者のみ 追加 してください。

注意

※ 中途入社の人は、計算月が1月からになっているか、必ず確認してください。

※ 賞与支払予定がない場合はチェックマークを消してください。

インポート実行 をクリックします。

6. 給与計算（1月の給与計算）

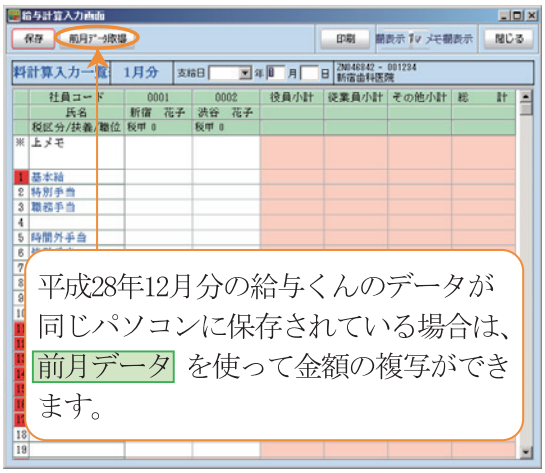

平成28年12月分の給与くんのデータが同じパソコンに保存されている場合は、前月データ を使って金額の複写ができます。

ご不明点は、担当までお気軽にお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人　医療事業部
お問い合わせ先は　☎03-3224-2873

確定申告に必要な資料について

平成28年度の確定申告（平成29年3月15日提出期限）へ向けて、ご準備いただきたい書類をまとめました。該当書類がある場合は、下記の期日までに弊法人までお送りください。

■ 平成29年1月16日（月）までに、FAXをしてください。

- 院長先生の扶養控除・その他連絡表
- 資産の取得についてのお問い合わせ
- 税務代理権限証書（押印済）

■ 平成29年1月31日（火）までに、郵送してください。

- 税務代理権限証書（原本）
- 12月分の月次資料
- 棚卸表
- 所得控除関係資料

所得控除関係資料	対象内容	対象
医療費の領収書	原則として合計が10万円を超える場合 ※合計所得200万円未満は10万円以下でも可	領収書の原本
国民年金、国民年金基金の控除証明書		証明書の原本
健康保険などの支払がわかる資料	支払額と対象者の氏名がわかる資料	コピー可
小規模企業共済掛金払込証明書	11月以降に加入した場合は担当へご連絡ください	証明書の原本
生命保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
地震保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
寄附金控除証明書	お手元に届いた領収書、証明書、ご案内等	領収書の原本 証明書の原本

■ 平成29年2月15日（水）までに、郵送してください。

- 1月分の月次資料

■ 届き次第、FAXをしてから、郵送してください。

必要書類	対象内容	対象
12月診療分決定通知書・支払調書	平成28年12月診療分	原本
歯科医師会費の一覧表、明細書	平成28年度分	コピー可
クレジットカードの利用明細	平成29年1月、2月引き落とし分	コピー可

その他、ご確認いただきたいこと

所得についてはご確認の上、FAX、郵送、またはお電話にて担当までご連絡をお願いいたします。

（1）扶　養

人数など扶養者の変更等がありましたら、同封の連絡表（黄）にご記入の上、FAXしてください。

給与→

（2）給　与

給与所得がある方は、必ず源泉徴収票を郵送してください。
（他の医院に勤務、市町村での当番医、歯科医師会からの給与等）

（3）住宅借入金等

平成28年中に住宅を購入し住み始め、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方は、弊法人にご連絡ください。必要書類一覧表を郵送いたします。

他の所得→

（4）事業所得以外の所得

歯科医院以外に所得がある場合は、弊法人にご連絡ください。
特に譲渡所得のある方は、お早目にご連絡ください。

事業所得以外の所得

所得の種類	収入内容等	必要書類	必着期限
利子所得	預貯金等の利子	原則的には源泉分離で申告不要です	1月下旬
配当所得	株・出資金の配当等	配当の支払調書 その他内容のわかるもの	1月下旬
不動産所得	貸屋・アパート収入	家賃・地代収入、経費の資料 賃貸契約書のコピー	1月下旬
給与所得	給料・賞与	源泉徴収票	1月下旬
退職所得	退職金	退職所得の源泉徴収票	1月下旬
譲渡所得	土地・家屋 有価証券	売買契約書、領収書 購入時の資料 【TEL・FAXでご連絡ください】	至　急
一時所得	生命保険金の満期返戻金等	内容がわかる資料	1月下旬
雑所得	原稿料、貸付金利子 年金、恩給等	支払調書等	1月下旬

※特定口座年間取引報告書が証券会社等から届いた場合は、損失又は取引なしでも弊法人へ郵送ください。

確定申告についてのご相談は、担当者までご連絡ください。
日本クレアス税理士法人　医療事業部
お問い合わせ先は　☎03-3224-2873

ものづくり補助金の活用について　Q&A～皆様からのご質問にお答えします～

Question

平成29年で開業15年を迎えるため、大規模な設備投資を行う予定です。CTの導入も検討しているのですが、補助金が利用できると聞きました。どのような補助金でしょうか。

Answer

■ ものづくり補助金の活用

中小企業庁による中小企業・小規模事業者に対する補助金の1つに、「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」があります。

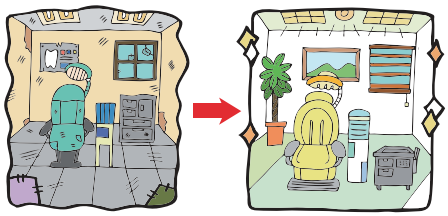

◇ メリット

・設備投資金額の2／3まで（上限1,000万円）の補助金※を受けられる
　※ 上限500万円までのコースもあります
・事業計画を作成するため、医院の中期計画を作成することができる

◇ デメリット

・発表から応募期間の締め切りが短いことがあるため、面談等の日程がタイトになる可能性がある
・申請の可否にかかわらず、申請書類の作成料などの着手金が発生する場合がある
・申請応募から機械の導入まで6か月くらいかかる（2,3か月での導入は難しい）
・申請が採択された場合、事業報告を5年間提出する（弊法人依頼の場合、別途費用が発生します）
・設備投資した結果の利益が大きくなった場合、補助金の一部返還が発生する

◇ 認定支援機関確認書

ものづくり補助金の申請には認定機関の確認書が必要となります。
弊法人は認定支援機関の認定を取得しておりますので、申請書類作成がスムーズに行えます。

CTなどの大きな設備投資に補助金が活用できれば、資金繰りの面で大きなメリットが発生します。
ただ、ものづくり補助金は申請の採択率が10%台から30%と、募集期間によって大きく変動します。一般的な補助金と比較すると、採択率は低いと言えます。
また、採択後5年間の報告義務と売上が伸びた場合は補助金の一部を返還する必要も発生します。申請が採択された場合、補助金をもらって、機械を導入したら終わりではないことに注意してください。

平成29年度の公募が開始されましたら、
中小企業庁のホームページで確認できます。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/

ご興味がありましたら、担当までお問い合わせください

日本クレアス税理士法人

お問い合わせ先は　☎03-3224-2873　医療事業部

日本クレアス税理士法人　医療事業部

▼東京本社▼
〒107-0052　東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL：03-3224-2870　FAX：03-3224-2877

CLIENT 304 号
■発行日：2017 年 1 月 5 日
■発行元：日本クレアス税理士法人　医療事業部
■URL：http://www.ca-medical.jp
■お問い合わせ先：☎03-3224-2873

◁国内▷　東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉
日本クレアス税理士法人
日本クレアス社会保険労務士法人
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A